

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険料軽減の見直しについて～

均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

- 保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【平成28年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+(26万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(48万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

【平成29年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+(27万円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(49万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

所得割の軽減割合が見直しされました

- 保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

【平成28年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

【平成29年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減

【平成30年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	軽減なし

被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【平成28年度】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	9割軽減

【平成29年度】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減

【平成30年度】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	5割軽減

【平成31年度から】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	資格取得後2年を経過する月までの間に限り、5割軽減

▼所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

◆ 保険料の計算方法（平成29年度）

● 保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 49,809円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成28年中の所得 - 33万円) × 10.51%	=	1年間の保険料 【限度額57万円】 (100円未満切り捨て)
-------------------------------------------	---	---------------------------------------------------------------	---	---------------------------------------------

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

■ 年間保険料額の例（平成29年度）

● 単身世帯の場合

年金収入	均等割 軽減	所得割 軽減	平成29年度	前年度比
80万円	9割	—	4,900円	増減なし
153万円	8.5割	—	7,400円	増減なし
168万円	8.5割	2割	20,000円	4,700円増
195万円	5割	2割	60,200円	1,700円減
211万円	2割	2割	88,600円	18,300円増
217万円	2割	—	107,100円	9,900円減

● 単身世帯（元被扶養者）の場合

年金収入	均等割 軽減	所得割 軽減	平成29年度	前年度比
80万円	9割	—	4,900円	増減なし
153万円	8.5割	—	7,400円	2,500円増
169万円	7割	—	14,900円	10,000円増

● 夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の 年金収入	区分	均等割 軽減	所得割 軽減	平成29年度	前年度比
80万円	夫	9割	—	4,900円	増減なし
	妻		—	4,900円	増減なし
153万円	夫	8.5割	—	7,400円	増減なし
	妻		—	7,400円	増減なし
168万円	夫	8.5割	2割	20,000円	4,700円増
	妻		—	7,400円	増減なし
211万円	夫	5割	2割	73,600円	18,300円増
	妻		—	24,900円	増減なし
222万円	夫	5割	—	97,400円	14,900円減
	妻		—	24,900円	14,900円減
266万円	夫	2割	—	158,600円	9,900円減
	妻		—	39,800円	10,000円減

● 夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻が元被扶養者、年金収入80万円以下の場合

夫の 年金収入	区分	均等割 軽減	所得割 軽減	平成29年度	前年度比
80万円	夫	9割	—	4,900円	増減なし
	妻	9割	—	4,900円	増減なし
153万円	夫	8.5割	—	7,400円	増減なし
	妻	8.5割	—	7,400円	2,500円増
168万円	夫	8.5割	2割	20,000円	4,700円増
	妻	8.5割	—	7,400円	2,500円増
211万円	夫	5割	2割	73,600円	18,300円増
	妻	7割	—	14,900円	10,000円増
222万円	夫	5割	—	97,400円	14,900円減
	妻	7割	—	14,900円	10,000円増
266万円	夫	2割	—	158,600円	9,900円減
	妻	7割	—	14,900円	10,000円増

平成29年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

■ お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

☎011-290-5601

お住まいの市町村

奥尻町役場 住民課国保年金係

☎01397-2-3406

